

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転
をした場合



① 妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10類型の違反、
下記参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の
危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 | **免許取消し** (欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで **危険が
生じた場合**



② 妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車
を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさ
せた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 | **免許取消し** (欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害 (あおり) 運転の対象となる10類型の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！

●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！